

安平町地方創生推進事業業務委託  
プロポーザル仕様書

平成31年3月

安平町 地域推進課

安平町 教育委員会事務局

安平町地方創生推進事業業務委託  
プロポーザル仕様書

この仕様書は、安平町地方創生推進事業業務受託候補者選定プロポーザルに参加するために必要な業務仕様を示すものであり、業務全体の円滑な実施するために必要な事項を定めるものである。

## 1. 業務名

安平町地方創生推進事業業務委託

- ①遊育推進事業
- ②学びサポート事業
- ③クラウドファンディング推進事業

## 2. 業務の背景及び目的（全体事業）

安平町は、豊かな自然環境と穏やかな気候、都市圏及び国際空港である新千歳空港への良好なアクセスを活かし、積極的な移住・定住施策を推進してきており、近年では、総合戦略において「子どもを産み育てる環境整備」を目標に掲げ、先進的な幼児教育・コミュニティスクールの導入実践など様々な子育て・教育に関わる取り組みを行ってきた。

しかしながら、震災により安平町の様々な魅力（地域資源や特色）や機会（産業、起業創業、教育や学習機会等）が失われるとともに、商店や地域コミュニティの活気が失われ、町民自らのチャレンジしようというマインドの低下を招いている。

町民自らの発想による復興に向けたチャレンジができる環境をつくり、世界を視野に将来的にグローバルに活躍できる人材の育成・確保により「子育て・教育」「コミュニティ」「起業・創業」の場を創出し、震災前よりも魅力的なまちづくりを地方創生の取組みを通して目指すこととしている。

## 3. 業務委託期間

契約締結日から2020年3月31日まで

## 4. 委託業務の内容

### ①遊育推進事業

#### 1. 業務の背景及び目的

現在の安平町においては、全国的なトレンドである母親の就業率向上等により一部の小学校では在校児童の50%以上が放課後児童クラブへ登録するに至り、ランドセル来館の試行的実施に伴いクラブ登録者以外の児童の児童館利用者も相当程度増加している。つまり、「児童館へ行

かないと友達と遊べない」という実態があると言える。また、過日行われた町内地域団体の調査によれば、特に休日において殆どの児童が自宅や公園等でゲームをして過ごし、「外で遊びたいけど遊べない」・「外での遊び方がわからない」実態が明らかとなっている。

一方、本町は「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「子育て世代に選ばれるまち」を掲げ、「安平町総合計画」にも「遊び」の文字を随所にちりばめ児童の健やかな成長、特に非認知スキルの向上にテコ入れを図ろうとしており、これまでに町内認定こども園の室内及び園庭での遊べる環境の向上を中心に注力してきた。こうした本町の「遊び」を軸としたまちづくりは、こどもを取り巻く環境を考える有識者が集う全国的な学会でも取り上げられ、これをきっかけに日本ユニセフ協会の目に留まり、C F C I（こどもにやさしいまちづくり事業）モデル検証自治体として全国自治体の中から選ばれた5団体の内の一つに仲間入りを果たした。

これら本町の理念とこれまでの取組みを踏まえ、更にはC F C Iの基本理念である児童の権利擁護と社会参画を念頭に、次のステップとして児童の想いを最大限に尊重しながら『児童の育ちを促す外遊びをどう増やしていくか？』の1点にポイントを絞りアプローチしていきたい。

過日発生した北海道胆振東部地震を分水嶺として、児童の心は大きく揺らいでいる。そんな今だからこそ、児童が秘めている「遊びたい!」という気持ちを引き出し、「遊ばせたい!」と強く願う大人達が支えることでサイクルを好循環させ、安平町スタイルの「遊び」を軸とした大人も児童も生き活きとしたまちづくりを実現したい。そして、このスタイルが安平町民のレガシーとなり、プライドとして定着していくことを期待したい。

## 2. 業務内容

### (1) 野外活動の実施

#### ◇内容

- ・いわゆるプレーパークその他の野外で児童が自由に遊べる環境を構築し、開放すること。
- ・児童への野外活動の場の提供のみならず、外での遊び方の提供も併せて実施すること。
- ・環境構築及び当該環境下で実施する事業については、委託契約満了後も持続可能な仕組みを構築すること。
- ・野外活動の拠点（受託者が拠点とする事務所等ではなく、実際に児童が遊ぶ場を指す。）は、安平町区域内に設定すること。なお、当該拠点は、受託者又はその協力団体が確保すること。また、当該拠点を使用する権利は、既に有するものの活用か新規に取得するかを問わない。
- ・対象者は、町民を基本としつつ、町外から集めることを妨げない。
- ・野外活動の具体的な実施頻度は問わないが、上記1. 背景及び目的が十分達成できるものとする。

- ・通常の野外活動のほか、委託料の範囲内において講演会・セミナー・勉強会その他これに類するイベント活動を年1回以上実施すること。

## (2) 野外活動等の支援活動

### ◇内容

- ・町内認定こども園を中心として展開される地域の遊び場づくり支援団体（早来地区：遊び場ネットワーク（法人設立中）、追分地区：遊び場Oh！援隊）と連携しながら、各地域に馴染む遊び場の開拓や既存の団体活動を支援すること。
- ・上記（1）の野外活動拠点の設置を早来・追分両地区に求めるものではないこと。
- ・実施頻度は問わないが、両支援団体の主体的な事業展開を妨げない（側面支援が原則である）こと。

## 3. 業務に係る共通留意事項

### ①CFCIを念頭に置いた児童参画と情報発信

- (1) CFCIの根幹である「児童参画」を基本的理念に据え、児童の意見を十分吸い上げ、反映される仕組みを構築すること。
- (2) CFCI推進及び上記事業PRの観点から、町HP等を活用した情報発信を実施する。よって、写真・動画等のコンテンツを随時作成すること。なお、当該コンテンツは、④共通事項（3）における成果品とするが、受託者及びその協力団体の有する媒体において活用する場合、町と協議の上、必要と認めるときはこれを妨げない。また、委託契約終了後も引き続き当該情報発信を継続することを想定し、コンテンツの提供にご協力いただきたいこと。

### ②その他

- (1) 事業の企画立案から実施（周知活動を含む。）に当たっては、受託業者が行うこと。ただし、町委託業務という性質から、その実施に当たっては事前に町へ確認すること。なお、周知活動に当たっては、町の有する媒体等の活用を妨げない。
- (2) 児童及びその保護者の安心・安全（命の保障と不審者等の脅威からの保護）を確保すること。よって、万が一の死亡等に対し補償する仕組み（損害保険等）に加入すること。
- (3) 上記業務内容については、全て町の子育て施策の一環として実施するものであり、その事業実施（特にイベント開催）にあたっては、安平町教育委員会事務局共催のものとして実施すること。
- (4) 受託者は、野外活動の実施並びに支援など児童を対象とした事業に取り組んだ実績があるなど本業務を的確に遂行する能力を有していること。  
なお、実績が不足している場合、実績不足を補って業務遂行をするための具体的かつ的確な方策を有していること。

#### 4. 成果品

(1) 2. 業務内容の(1)及び(2)に係る次のものを一連の事業終了後速やかに事業効果の検証(評価)を行い、作成、提出すること。

- ①事業実績報告書
- ②各種事業に係る打合せ記録
- ③事業効果の検証(評価)に係る報告書

(2) 2. 業務内容の(1)及び(2)に係る次のものは、随時電子媒体にて提出すること。

- ①写真 ②動画 ③その他コンテンツ

※(1) 実績報告等の提出時においても、サムネイルにより提出すること。

### ②学びサポート事業

#### 1. 業務の背景及び目的

安平町では、これまで「子どもを産み育てる環境整備」を目標に掲げ様々な子育て・教育に関わる取り組みを行い一定の成果を上げてきたが、平成30年9月6日に震度6強を観測する北海道胆振東部地震が発生し、町内全域において大きな被害を受けた。教育環境においては、安平町早来地区にある早来中学校では、建物に大きな被害を受け今後の利用が困難な状況となり現在は、仮設校舎にて学校生活を送るなど、教育環境においても場所や機会が失われることとなった。この教育環境の喪失により将来に不安を抱く子育て世代が町外へ転出するなどし、今後の地域活動の低下と更なる少子高齢化が懸念される状況にある。また、今回の震災被害のみならず従前から青年層(主に中高生～65歳程度)に対する学習機会が少なく課題とされていることや現在安平町教育委員会(以下「町教委」という。)が主体で行う各種体験、学習活動においてもバリエーションやより専門性の高い内容を求める声がある。

このことから、教育環境において上記課題を解消し、更に町民自ら意欲的に学習(体験)に取り組むことにより自らの発想で震災からの復興に向けたチャレンジができる意識の醸成や子どもの将来性・可能性を外の世界へと広げていくことでグローバルに活躍できる人材を育成するため「学びサポート事業」を実施する。本事業の実施は主に「小中学生の学習の場の提供」「青年層への学習機会の提供」「より専門的な学習(体験)機会の提供」を行うものとし、将来的には安平町において地域に根付く形で継続的に実施されていくものとなるように運用するものである。

#### 2. 業務内容

(1) 学びサポート(自学自習環境)の設置

◇内容

- ・学習機会の確保と自学自習環境を提供するものとし、将来的に私学塾化等地域に根付くものとなる内容とすること。
- ・タブレット等を活用した最先端教育や実践的な英語教育、海外留学を目標とした段階的な学習機会の提供など学習意欲を高め人生の選択肢や可能性を広げる内容を行うものとする。
- ・開催頻度は週2回以上とする。
- ・実施場所については、予算の範囲内で受託者側において準備するものとする。

## (2) 探求授業の実施

### ◇内容

- ・上記（学びサポート）に併設する形で青年層を対象とした探求授業を実施。
- ・テーマは問わず予算の範囲内で学習内容に応じた専門講師等を招くなどして実施するものとし、参加者の学習意欲を高め、探求授業を通じて知識の習得や学びから得る発想・アイデアを生み出し新たなチャレンジにつなげていくものとする。
- ・基本的には企画、住民周知、事業実施、実施報告まで受託者において行うものとする。
- ・開催頻度は年間3回以上とする。
- ・実施場所については、予算の範囲内で受託者側において準備するものとする。（学びサポートと併設）

## (3) 社会教育事業等における事業内容及び講師のコーディネート

### ◇内容

- ・町教委が実施する社会教育事業（放課後子ども教室、高齢者ふれあい大学等）における学習（体験）活動においてより専門的な学習内容の企画立案におけるアドバイスやこれに係る講師のコーディネート等を担う。
- ・本件は、町教委（社会教育グループ）と連携を密にし随時実施するものとする。

## (4) 社会教育事業全般の精査

### ◇内容

- ・町教委で計画する各種社会教育事業（※別紙参照）に関し全体を把握すると共に事業の検証を行いより効果的、効率的に実施できる体制となるよう事業体系の再構築を行うための提言を行うものとする。
- ・本件の実施にあたっては町教委（社会教育グループ）と連携を密にし実施するものとする。

## 3. 業務に係る留意事項

- (1) 上記業務内容については全て社会教育事業の一環として実施するものであり事業実施にあ

たつては、町教委共催のもと実施するものとする。

- (2) 上記業務内容については、将来的に地域に根付き継続的に運用できる事業となるよう計画するものとする。
- (3) 業務遂行上必要となる協議を実施した際の協議記録については受託者側で作成の上、町教委に提出するものとする。
- (4) 受託者は、学習環境の組成をはじめとする社会教育事業に取り組んだ実績があるなど本業務を的確に遂行する能力を有していること。

なお、実績が不足している場合、実績不足を補って業務遂行をするための具体的かつ的確な方策を有していること。

#### 4. 成果品

- (1) 3. 業務内容の(1)～(4)の一連の事業終了後、事業効果の検証(評価)を行い実績報告書を作成すること。(事業実施に係る実績報告書、各種事業に係る打合せ記録、事業効果の検証(評価)に係る報告書等を想定する)
- (2) 成果品は電子媒体にて提出すること。

### **③クラウドファンディング推進事業**

#### 1. 業務の背景及び目的

震災により、深刻度を増した地域コミュニティの維持再生、空き家・空き店舗の活用、被災した商店街に活気を取り戻すための起業創業による地域振興など、地域課題が山積しているものの、これら地域課題を克服したその先にある真の復興に向けては、被災者である地域住民が前向きに事業に取り組むことのできる環境づくりと、その事業に必要な資金調達が大きな課題となっている。

そうしたなか、インターネットを通じて資金調達が行えるクラウドファンディングは、志があれば誰でも自由に、その事業の価値や必要性をアピールし、賛同する一般の人々の共感を得られれば、地域活性化、子育て支援など、まちづくりに関わる幅広い事業の資金調達が可能であり、こうした資金調達が可能となることで、地域コミュニティ団体や町内事業者など、より多くの主体がまちづくりに関われる仕組みであることから、地域課題の解決につながる手段として期待できる。

そこで、これら地域課題の解決に向け、志をもった町民が意欲的に挑戦する取り組みやプロジェクトの発掘、クラウドファンディングによる資金調達などのサポートを行うことにより、自治の主役である町民のチャレンジを応援する仕組みを構築する。

## 2. 業務内容

### (1) クラウドファンディングの普及啓発

次のとおりセミナーを実施すること。

対象者	町内の地域コミュニティ団体、NPO法人、事業者等（以下、「町内事業者」という。）
実施内容	クラウドファンディングの活用に関するセミナー及び個人相談会を開催し、クラウドファンディングの制度及び活用方法について情報提供を行うとともに、クラウドファンディングを活用することにより実現見込みのあるプロジェクトを発掘すること。
実施場所	安平町内
実施回数	2回以上

### (2) プロジェクトの発掘

クラウドファンディングによる資金調達や事業そのものの実現性が高い有望なプロジェクトを有する町内事業者を発掘すること。

### (3) クラウドファンディングの組成に係るサポート

町内事業者の事業計画が、クラウドファンディングの組成に適正かどうかの判断をするための調査及び事業計画の改善支援を実施すること。

①調査にあたっては、町内事業者を訪問し、ヒアリングを行うこと。

調査項目は、事業の内容・訴求度、事業実施の際のリスク、事業の実現可能性、事業の収支予算及びその他必要な調査。

②事業計画の改善支援にあたっては、クラウドファンディング組成の観点から、町民等を含めた支援者の賛同・共感が得られるような事業計画に改善するという視点で行うこと。支援項目は、訴求力向上のための文章改善（キャッチコピー等の提案含む。）、調達目標額の設定、リターン（特典）の内容、PR方法及びその他必要な支援。

③クラウドファンディングの組成は、年間3件を目標に実施すること。

### (4) コミュニケーションサイトの開設

2019年度地方創生推進交付金事業に掲げる「日本で一番世界に近いまちプロジェクト～震災前よりも魅力的な町を目指して～」の実現に資することを目的に、町内外の応援者とともにクラウドファンディングを活用したまちづくりを推進するために必要となるクラウドファンディング対応型コミュニケーションサイト（以下「サイト」という。）を開設すること。

なお、サイトを開設に必要な業務内容は次のとおりとする。

- ①計画準備・協議にあたっては、業務計画書を作成し安平町の承認を得ること。
- ②現地調査にあたっては、サイトを開設する上で必要な現地調査を行うこと。
- ③サイト企画・デザインにあたっては、現地調査で得た情報などを参考にサイトの企画・デザインを行った上で安平町の承認を得ること。
- ④サイト作成にあたっては、クラウドファンディングに対応したサイトを作成した上で安平町の承認を得ること。

#### (5) 関係機関等との連携

関係機関（商工会、町内金融機関等）と十分に連携して、効果的な事業実施に努めること。

### 3. 業務に係る留意事項

- (1) 受託者は、寄付型及び購入型クラウドファンディングの組成に取り組んだ実績があるなど本業務を的確に遂行する能力を有していること。

なお、実績が不足している場合、実績不足を補って業務遂行をするための具体的かつ的確な方策を有していること。

### 4. 成果品

受託者は、本業務の完了に際し、次の成果品を提出すること。

- (1) 上記2の(1)から(5)の業務内容に関する報告書

- ①紙データ版（A4）：3部
- ②前号を収めた電子データ版（DVD-R）：1枚

- (2) 上記2の(4)の業務内容に関する納品物

- ①サイト：一式
- ②各種成果物等（DVD-R）：1枚

※運用マニュアル、デザイン及び画像等に係るデータを想定。

#### **④共通事項**

- (1) 上記3事業において、地域おこし協力隊員をそれぞれ一名ずつ委嘱予定としており、委託業務を遂行するにあたっては、それぞれの地域おこし協力隊員と協働・連携を図りながら事業を進めること。
- (2) 地方創生推進事業として、各事業に関する重要業績評価指標（KPI）を定めているため、その指標を達成するために行われる委託業務であることを意識した事業展開とすること。  
各事業に関わる重要業績評価指標（KPI）は以下のとおり。
  - ①（仮称）学びサポート塾入塾者数（遊育推進事業）

②子どもの発想により具現化したイベント・遊びの件数（学びサポート事業）

③クラウドファンディングを活用した起業・プロジェクト件数

（クラウドファンディング推進事業）

- (3) 成果品の著作権及び所有権は、安平町に帰属するものとする。また、成果品の作成に際しては、安平町と受託者で協議のうえ、内容・形式を決定すること。
- (4) 業務遂行に当たっては、安平町と受託者の連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、安平町と受託者双方で協議してこれを処理する。また、打合せ内容等は受託者が記録を行い、安平町に提出すること。
- (5) 本事業は、2019年度地方創生推進交付金を活用予定のものであるため、地方創生という観点から、事業継続性の確保に留意すること。
- (6) 持続可能な運営を目指していくにあたり、業務遂行上必要となる参加料等を徴収することは差し支えない。ただし、事前に安平町と協議すること。

## 5. 業務遂行上の注意点及び留意点

- (1) 上記3事業それぞれで指定する業務内容に基づき成果品を作成・提出すること。
- (2) 個人情報及び業務上知り得た情報は、当該業務以外には使用せず、他に漏らしてはならない。
- (3) 安平町の信用を失墜させるような行為は行わないこと。
- (4) 利用者からの要望、苦情等は、安平町に報告共有のうえ、協力して改善に努めること。

## 6. その他

その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて安平町担当課と受託者が協議して定めるものとする。

企画提案書作成等の参考になるものとして、以下のものを示すので、必要に応じて参照すること。

### (1) 安平町総合計画

<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku>

### (2) 安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku/661>